

光源の適正化による星空保全及び資源の節約に関する条例

平成14年6月18日

条 例 第 18 号

(目的)

第1条 この条例は、村民の生活と生産に必要な照明を確保しつつ光源の適正化を図ること、美しい星空の保全によって天文の啓発に資するとともに、資源の節約及び自然に近い生態系を維持することを目的とする。

(村の責務)

第2条 村は、あらゆる施策を通じて、前条の目的に配慮した照明器具の設置に努めなければならない。

2 村は、教育活動や広報活動などを通じて、村民及び事業主等に対して光害及び省資源に関する知識の普及を図るとともに、技術的指導等を行うものとする。

(村民及び事業主等の責務)

第3条 村民及び事業主等は、村が実施する光害防止及び省資源に関する施策に協力するものとする。

2 新たに村内に建築物や夜間照明等を設置する者は、光害防止及び省資源に配慮した照明器具の設置に努めるものとする。

3 前項の設置者は、事前に村長にその概要を届けるものとする。

(照明器具等の制限)

第4条 屋外照明は必要最小限の光とし、上方に光が漏れないよう遮光された照明器具の使用や消費電力が少なく自然に影響を与えない照明を使用すること、光害防止及び省資源に努めるものとする。

2 村は、次に掲げる各号の既存の屋外照明等に関して、生活や生産に悪影響を与えない範囲で、第3条第2項に準じて改善の協力を求めることができる。

(1) 街路灯

(2) 建築物等の外灯

(3) 店舗や看板などに向けられた照明

(4) その他

3 村は、前項に基づいて改善を行うものに対し助成を行うものとする。

4 村民は、事業所等の屋内において大量の光を使用する場合は、できる限り屋外に光が漏れないよう努めるものとする。

(関係行政機関への協力要請)

第5条 村長は、国、県及び関係地方公共団体に対し、適正な光環境を維持するため、必要な措置や協力を要請することができる。

(環境保全委員会)

第6条 村長は、本条例の目的を達成するために、環境の保全に関して協議する委員会（以下「委員会」という。）を設置できる。

2 委員会は、学識経験者5人を以って組織する。

(1) 委員会は、会長と委員で構成する。

(2) 委員会は、村長の諮問に対して審議し答申する。

(3) 委員会は、環境調査及び保全に関して村長へ意見具申をすることができる。

(4) 委員会事務局は清和村役場内に置く。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。